平成25年度	工　事　設　計　書		
担　当　名	生涯学習課　スポーツ振興担当		
河川路線名	山梨市民小原スポーツ広場		
工事場所	山梨市　小原西　地内		
事　業　名	社会資本整備総合交付金事業		
工　事　名	山梨市民小原スポーツ広場整備防球防砂ネット整備工事		
工事概要	防球ネット工　L=521m （防球ネットH=14.9m・L=252m） （防球ネットH=8.0m・L=269m） 防砂ネット工　L=394m （防砂ネットH=2.0m・L=394m）		
工事価格	円	請負工事価格	円
消費税相当額	円	消費税額	円
請負工事費	円	請負代金額	円

山　梨　市

本工事費内訳書

山梨市民小原スポーツ広場整備防球防砂ネット整備工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　要
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ整備	式	1			費目行
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ施設工	式	1			工種行
防球ネット設置工	式	1			種別行
防球ネット工 H=14.9m (L=252m)	式	1			
防球ネット工 H=8.0m (L=269m)	式	1			
プロテクター工 H=1.8m	箇所	23			
防砂ネット設置工	式	1			種別行
防砂ネット工 H=2.0m (L=394m)	式	1			
防砂ネット基礎工	式	1			
構造物撤去工	式	1			種別行
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し【無筋Co】	m3	40			
工作物撤去工 【ネットフェンスH=2.0】	m	137			
工作物撤去工 【南側防球ネット】	m	125			
工作物撤去工 【東側防球ネット】	m	93			
殻運搬処理【無筋Co】	m3	40			
運搬処理【金属くず】	t	15			
運搬処理【ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾈｯﾄ】	t	0.5			
直接工事費					
共通仮設費計					
共通仮設費(積上分計)					
安全費	式	1			
共通仮設費(率分)	式	1			
純工事費					

本工事費内訳書

山梨市民小原スポーツ広場整備防球防砂ネット整備工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　要
現場管理費	式	1			
工事原価					
一般管理費等	式	1			
契約保証	%				
一般管理費等計					
諸経費対象外	式	1			
工事価格					
消費税相当額	%				
請負金額					

特　記　仕　様　書

事業名：　社会資本整備総合交付金事業

工事名：　山梨市民小原スポーツ広場整備防球防砂ネット整備工事

山梨市

１．適用範囲

この仕様書は、共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修　建築工事共通仕様書）、建築工事施工監理指針、土木工事共通仕様書（平成 24 年 10 月山梨県県土整備部版と同じ）並びに関係諸官庁の諸規則、施行令等に準拠して施工すること。

この仕様書に記載されていない事項は前記共通仕様書による。

２．疑義等

この特記仕様書に記載のない事項及び本工事施工にあたり疑義が生じた場合には、請負者は、監督員と協議しその指示に従わなければならない。

３．工期

工期は、契約日の翌日から平成 25 年 12 月 24 日までとする。

４．工程関係

１）請負者は、工事の施工に先立ち、地元関係者に工事内容の説明を行うものとする。また、その日時、内容については、事前に監督員と協議の上決定するものとする。

２）本工事の施工区間及び施工区分は下表のとおりとするが、警察等第三者との協議の結果、施工時間帯が変更になる場合は、事前に監督員と協議するものとする。

施工区間	施工区分	施工時間
全区間	昼間	8:30～17:00

３）休日は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始とする。請負者は、休日および（２）の施工時間外に作業するときは、様式－28 により、「土・休日・夜間作業届」を監督員に提出するものとする。

４）本工事と同一敷地内において、山梨市民小原スポーツ広場整備に関する複数の工事が行われている。事前に関係する施工業者と十分に協議した上で施工計画を立て、円滑に工事が進行するよう努めなければならない。また、工程調整会議等に出席を求められた場合は、出席し、各段階において関連する工事との調整を図り、関連する工事を含め円滑に工事が進むよう努めなければならない。

５．公害対策関係

１）請負者は、工事に伴い発生する粉じん等により，公衆に迷惑を及ぼすことのないように、清掃には十分に配慮しなければならない。また、散水車等により散水防じんを実施するものとする。

２）請負者は、本工事に伴い周辺構造物に影響があると思われる範囲については、施工中及び施工後において問題が起きないよう対策を講じておくとともに、仮に問題が起きた場合にも、対処出来るような調査・検討を行わなければならない。

６．安全対策関係

１）標識類・防護柵・仮囲い等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。特に歩行者通路は確実に確保しなければならない。また、段差等は解消し、必要に応じて仮舗装を実施するものとする。

2）交通誘導員の配置人数は下記のとおりとするが、警察等第三者との協議の結果又は条件変更等に伴い変更する必要が生じた場合は別途協議するものとする。また、交差点内等は必要に応じ増員するものとする。

施工区分	配置人数	備　　考
グラウンド東側施工時	2 人以上	

７．工事用道路関係

工事用資材搬入路として、一般道路を使用することになるので、使用中は定期的に点検・清掃等を行うものとする。

８．仮設備関係

仮設構造物（土留め矢板・覆工板）等が必要な場合は監督員と協議するものとする。

９．再生資材の利用

施工者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資　　材　　名	規　　格	備　　考
再生クラッシャラン	0-40	基礎の材料等

なお、使用に際し舗装再生便覧等を遵守するものとする。

１０．建設発生土

1）本工事において建設発生土の処理は、指定処分 B とする。施工者は、搬出先が確定したら直ちに施工計画書または、工事打合簿にて搬出先及び運搬距離を監督員に報告し承諾を得ること。運搬距離については原則 8km 以内とし、8km を超える場合はその理由を明確にし、監督員の承諾を得ること。なお、運搬距離は実際の運搬距離に応じて変更するが、8km を超える場合については 8km とする。この特記事項は、「建設副産物処理基準」（山梨県県土整備部平成 21 年 2 月 1 日最終改訂）【４】設計・積算・施工　３．建設発生土における③指定処分 B に代わるものとする。本工事内で処理できない発生土が発生した場合は、処理方法について監督員と協議するものとする。

１１．建設廃棄物の適正処理

1）本工事の施工により発生する、コンクリート塊、アスファルト塊、草、伐採木、除根材は、廃棄物処理法に基づき該当産業廃棄物の処分業の許可を得ている、再資源化施設で適正に処理するものとする。

2）その他

ア）処理許可業者に委託する段階で、泥、ゴミ、木片、金属類等を混入させないものとする。

イ）処理許可工場に持ち込み後、建設廃材の処理状況を様式－17 に記入し、最終処分終了確認時の D 票の写しと共に工事完成書類に添付するものとする。

ウ）地中部分の構造物については、設計図面と異なる場合は監督員と協議するものとする。

１２．再資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

１）請負金額が 1,000 千円を超える工事については、建設副産物実態調査（センサス）の対象工事であり、請負者は「平成 24 年度建設リサイクルデータ統合システムーCREDAS(V14)ー」により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を施工計画書、または工事打合簿に添付し監督員に提出すること。

２）工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正し、作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を完成書類に添付し、電子データをフロッピーディスク等により監督員に提出すること。

３）入力した工事データは自社で 1 年間保管するものとする。

４)「平成 24 年度　建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS(V14)-」は下記の方法により入手できる。

１．国土交通省ホームページからダウンロード

URL　http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/download.htm

１３．建設リサイクル法対象建設工事の届出に係わる事項の説明等

請負金額が 5,000 千円を超える工事については、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第 12 条に基づき、落札後に配布される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うものとする。

１４．施工計画書

１）請負者は、工事請負金額が 10,000 千円以上の工事について、工事着手前に施工計画書を提出しなければならない。また、10,000 千円未満の工事についても、簡易な施工計画書を提出しなければならない。簡易な施工計画書は、最低限以下の内容について記載するものとする。

ア）計画工程表

イ）現場組織表

ウ）施工方法

エ）安全管理

オ）緊急時の体制及び対応

カ）交通管理

２）請負者は、施工計画書または簡易な施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。特に前項のア～カの事項について変更が生じた場合は必ず変更施工計画書を提出すること。

１５．工事支障物件等

請負者は、工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査しなければならない。なお、調査の結果、工事に支障がある場合は、速やかに監督員に報告するとともに、施工方法、工程等について協議しなければならない。

地下埋設物	問合せ先	連絡先	備考
東京電力	山梨カスタマーセンター	0120-995-882	
NTT	㈱NTT 東日本-山梨	0120-159-139	
畑かん	笛吹川沿岸土地改良区	0553-22-2469	
流域下水道	㈶山梨県下水道公社	055-263-2738	
山梨市公共下水道	山梨市下水道課	0553-22-1111	
水道	山梨市水道課	0553-22-1111	

１６．排水工関係

本工事の施工に伴い湧水等が発生し、通常の施工方法では処理できない場合については、監督員と協議するものとする。

１７．低騒音型建設機械の使用

１）本工事において、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(S51.3.2 建設省経機発第 54 号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて最終改正 S62.3.30 建設省経機発第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械を使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号最終改定 H13.4.9 建設省告示第 487 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

２）施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、工事写真帳に添付すること。

１８．材料確認

１）請負者は、二次製品、半製品、その他監督員が指示した材料について、施工前に監督員の確認を受けなければならない。

２）材料確認の申請は工事打合簿により行うものとする。

１９．段階確認

１）請負者は、下記の項目について、監督員の段階確認を受けなければならない。

ア）床堀確認

イ）型枠確認

ウ）埋戻確認

エ）その他監督員が指示する段階確認

２）段階確認の申請は工事打合簿により行うものとする。

２０．施工中の立会

１）請負者は、下記の項目の実施にあたって、関係者の立会を受けなければならない。

ア）監督員及び第三者機関において立会が必要と認める事項。

イ）その他第三者との協議事項。

２）監督員への立会申請書は省略できるものとする（電話連絡で可）。ただし、第三者機関等に立会を依頼する場合は、その機関の指示に従うこと。

３）立会は、立会一覧表（様式－6）にて管理するものとする。なお、第三者機関等に立会を依頼した場合は、確認者に押印してもらうこと。

２１．完成検査

１）検査基準は「土木工事施工管理基準および規格値」によるものとする。

２）人員の配置を考え、必要人員を確保するものとする。

２２．工事完成図書

請負者は、工事完成図書として以下の書類をファイリングし提出しなければならない。

１）工事日誌（様式－2）

２）工事打合簿（様式－1）

３）立会一覧表（様式－4）

４）施工管理表表紙（様式－8）

５）出来形管理表（様式－6、様式－7）（設計・実施数量対比表をつけること）

６）完成図

６）コンクリート品質試験管理票（様式-8）

７）出来型管理表（舗装厚用）（様式－10）

８）舗装展開図・面積計算表

９）再生資源利用計画書（実施書）（様式－11）

１０）再生資源利用促進計画書（実施書）（様式－12）

（契約書・経路図・写真・マニュフェストＤ票含む）

１１）工事実施工程表

１２）工事現場内における安全管理状況報告書（様式－13）

１３）安全教育・訓練等の実施状況表（様式－15）

１４）施工計画書

１５）変更施工計画書

１６）道路使用許可証の写し

１７）建退共の証書の写し（加入している場合）

１８）その他（保証書、取扱説明書等）

２３．工事写真

請負者は、工事写真として以下の書類を提出しなければならない。

１）写真管理基準に基づき撮影した写真（1 部）

２）その他、監督員が指示する写真（必要部数）

２４．その他

１）住民とのトラブルのないよう従業員教育の徹底を図ること。

２）地権者の要望等により工程が左右される場合があるが、可能な限り対応すること。

３）工事完成後は、後かたづけ、側溝等の清掃を行うこと。

４）請負者は、建設工事必携（H24 年 10 月）「参考資料」を参照し、適切な提出時期に「21.提出書類関係様式集」による様式で書類を提出すること。

５）本工事に関する提出物及び、協議・承諾は、全て工事打合簿（様式-1）に添付しその都度提出すること。特に設計変更に関わる事項については、工事打合簿による提出がない場合は原則として設計変更は行わない。

６）図面等設計図書及び、参考資料には一部個人情報を含むものがあるので、取り扱いには十分注意すること。